

告 示

埼玉県選管告示第五号

令和七年三月三日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年三月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、七一二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、九四五

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六四二人
南第二区 川口市	一四七、一八九人
南第三区 さいたま市西区	二六、四一二
南第四区 さいたま市北区	四二、一五八
南第五区 さいたま市大宮区	三四、九三五
南第六区 さいたま市見沼区	四六、〇八六
南第七区 さいたま市中央区	二八、八四〇
南第八区 さいたま市桜区	二六、八四六
南第九区 さいたま市浦和区	四六、二六〇
南第十区 さいたま市南区	五三、〇六〇

南第十一区	さいたま市緑区	三六、二四〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四一〇人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九五一人
南第十四区	桶川市	二一、〇三四人
南第十五区	北本市	一八、八七四人
南第十六区	鴻巣市	三三、一九四人
南第十七区	志木市	二〇、九九〇人
南第十八区	新座市	四五、九二八人
南第十九区	蕨市	一九、七六四人
南第二十区	戸田市	三七、三九四人
南第二十一区	朝霞市	三九、七二七人
南第二十二区	和光市	二三、三三三人
西第一区	所沢市	九六、七八一人
西第二区	入間市	四〇、七〇〇人
西第三区	飯能市	二二、二一四人
西第四区	狭山市	四二、一九六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九八四人
西第六区	富士見市	三一、四〇七人
西第七区	川越市	九七、七八九人
西第八区	日高市	一五、三五五人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、三八六人
西第十区	坂戸市	二七、七三七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七一八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、六九〇人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、三一二
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、七六九人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、一七五人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、三一二
北第四区	熊谷市	五三、八五〇人
東第一区	行田市	二二、一一四人
東第二区	羽生市	一四、八八三人
東第三区	加須市	三一、三一二
東第四区	久喜市	四二、四九〇人

東第五区	蓮田市	一七、四五五人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二〇五人
東第七区	春日部市	六五、二九六人
東第八区	越谷市	九五、〇三〇人
東第九区	八潮市	二五、三九二人
東第十区	三郷市	三八、五一二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、四二七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六一二人